

大雨・洪水・暴風等の警報発令時の対応について

1 登校前

- (1) 午前6時段階で、大雨・洪水・暴風等の警報が沼津市に発令されている場合には、自宅待機とします。（6時以降に「自宅待機」の連絡を「緊急連絡用メール配信（携帯電話チェックインシステム）」及び「本校ホームページへの掲載」にて行います。）その後、校長が安全を確認した上で、小学校と協議し、10時30分までに生徒の登校または休校の指示を緊急連絡用メール配信（上記と同様）にて行います。

2 登校後

- (1) 大雨・洪水・暴風等の警報が発令され、通常の下校時の安全が脅かされることが予想される場合には、授業を打ち切りとし、早めの下校とします。（緊急連絡用メール配信（携帯電話チェックインシステム）」及び「本校ホームページへの掲載」を行います。）
- ① 帰宅できると判断できる生徒に限り下校とします。
 - ② 帰宅途中の危険が予想される生徒は学校に待機とし、ご家庭に連絡を取り相談します。
- (2) 生徒下校時に、警報が解除されることが予想されるか、又は、経過観察が必要と判断される場合は、授業あるいは放課後の活動を継続します。

3 その他

- (1) 大雨・洪水・暴風等の警報発令以外の場合
大雨・洪水・暴風等の警報発令以外においては、授業は実施します。しかし、地域性等により、登校に危険があると判断される場合は、保護者のご判断で自宅待機させていただきます。その場合には、学校へ電話連絡をお願いいたします。
- (2) 平成25年度より、「警報」の発表基準をはるかに超える数十年に一度の大災害が起こると予想される場合に「特別警報（気象・津波・火山・地震）」が発表されることになりました。「特別警報」が発表された場合の対応は、「命を守る行動」を最優先にし、生徒の安全確保を徹底します。